

質 疑 応 答 書

件名 仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号	2		
質 問 事 項		回	答 (仙台市記入欄)		
①電力需給契約書(案)第5条について 検針に関しては、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち合いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。			よろしい。		
②電力需給契約書(案)第6条について 電気料金の計算方法において、割引を含めた記載となるよう協議頂けるでしょうか。 若しくは、契約書へ追記添付することは可能でしょうか。(別添参照)			入札説明書「10 入札 及び開札方法等 (9) イ」のとおり、落札者からの申し出により協議に応じる。		
③別添明細書について 割引単価等の記載について協議頂けるでしょうか。若しくは、契約書へ追記添付することは可能でしょうか。(別添参照)			入札説明書「10 入札 及び開札方法等 (9) イ」のとおり、落札者からの申し出により協議に応じる。		
④電力需給契約書(案)第12条4項について 延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。			変更はできません。		
⑤その他 一般送配電事業者で料金改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。			契約書(案)「(契約単価の変更)第11条」のとおり。		

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。